

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月6日
【会社名】	中外鉱業株式会社
【英訳名】	Chugai Mining Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 芳賀 一利
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
【電話番号】	(03)3201-1541(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小原 淳史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
【電話番号】	(03)3201-1541(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小原 淳史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第124回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものとあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

繰越欠損金を解消し、財務体質の健全化と将来の剰余金の配当や自社株取得等の株主還元策が実現できる状態にするとともに、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行ない、繰越欠損金6,533,138,303円をその他資本剰余金に振り替えます。

なお、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであるため、株主の所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産の額に変動を生じるものでないため、1株当たりの純資産額に変動が生じるものではありません。

2. 資本金の額の減少の内容

- ① 12,782,064,884円のうち6,533,138,303円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を6,248,926,581円とする。
- ② 資本金の額の減少の効力発生日
平成28年8月12日（予定）

第2号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分の理由

資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金について、繰越利益剰余金の損失の補填に充当するための処分であります。

2. 剰余金の処分の内容

- ① 処分する剰余金の額
その他資本剰余金6,533,138,303円的全額を、繰越利益剰余金に振り替える処理を行なう。
これにより、振替後のその他資本剰余金は0円となります。
- ② 減少する剰余金の項目および金額
その他資本剰余金 6,533,138,303円
- ③ 増加する剰余金の項目および金額
繰越利益剰余金 6,533,138,303円

第3号議案 定款一部変更の件

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、今後も社内外を問わず広く適切な人材を確保できるようにするため、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定ならびに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役の責任をあらかじめ会社法で定める範囲内に限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、定款第25条（取締役の責任免除）については、各監査役の同意を得ております。

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として、芳賀一利氏、三上真名美氏、小原淳史氏、田中義朗氏、佐々木太志氏、内田雅敏氏、芳永克彦氏の7氏を選任いたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議の結果
第1号議案	1,723,734	21,661	0	90.20	可決
第2号議案	1,722,478	22,915	0	90.14	可決
第3号議案	1,720,248	25,147	0	90.02	可決
第4号議案					
芳賀一利	1,700,146	45,194	0	88.97	可決
三上真名美	1,718,194	27,146	0	89.91	可決
小原淳史	1,717,843	27,947	0	89.89	可決
田中義朗	1,717,850	27,490	0	89.89	可決
佐々木太志	1,719,056	26,284	0	89.96	可決
内田雅敏	1,702,417	42,923	0	89.09	可決
芳永克彦	1,705,609	39,731	0	89.25	可決

（注）各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第2号議案、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上